

構造耐力上主要な部分である柱及び横架材に使用する集成材その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を定める件の一部を改正する旨
示新旧対照条文案

昭和六十二年建設省告示第千八百九十八号

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六第二 項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材 （間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材 その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定め る。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他こ れらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の いずれかに適合すること。</p> <p>一 五 略</p> <p>六 針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第 百四十三号）第四条に規定する巨樹等級区分製材又は第五条に規定 する機械等級区分製材の規格のうち、含水率の基準が十五パーセン トのもの</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六第二 項第一号イの規定に基づき、構造耐力上主要な部分である柱及び横架材 （間柱、小ばりその他これらに類するものを除く。）に使用する集成材 その他の木材の品質の強度及び耐久性に関する基準を次のように定め る。</p> <p>構造耐力上主要な部分である柱及び横架材（間柱、小ばりその他こ れらに類するものを除く。）に使用する集成材その他の木材は、次の いずれかに適合すること。</p> <p>一 五 略</p>